

平成二十年十一月二十五日受領  
答弁第二四三三号

内閣衆質一七〇第二四三号

平成二十年十一月二十五日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣  
河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府により進められている北方領土開発についての政府の認識等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府により進められている北方領土開発についての政府の認識等に  
関する再質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書（平成二十年十一月十一日内閣衆質一七〇第一七三号）一から四までについてでお答えした  
とおり、外務省として、ロシア連邦政府が承認した「二千七年から二十五年までのクリル諸島（サハ  
リン州）社会・経済発展」連邦特別プログラム」の内容等については承知しているが、外務省が行ってい  
る情報収集の内容等について具体的にお答えすることは、対外的な関係において我が国が不利益を被るお  
それがあるため、差し控えたい。

三から七までについて

政府としては、ロシア連邦が北方四島を不法に占拠している現状において、あたかも北方四島に対する  
ロシア連邦の管轄権を前提にしたかのごとき形で我が国国民が北方四島に入域すること又は北方四島にお  
ける開発等に従事することは、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れないと考える。政府として  
は、閣議了解に基づいて、我が国国民の北方領土への入域は、墓参、四島交流及び自由訪問の枠組みの下

での訪問のみとし、これら以外の北方領土への入域については、北方領土問題の解決までの間、これを行わないよう、国民の理解と協力を要請してきており、これまで理解と協力を得られているものと認識している。